



# 熊本県公報

号外第 1 3 号

平成 24 年 3 月 30 日(金)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

<b>規 則</b>	
○政治倫理の確立のための熊本県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(秘書課) 1
○熊本県職員等退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則	(人事課) 2
○熊本市が地方自治法第 2 5 2 条の 1 9 第 1 項の指定都市に指定されることに伴う関係規則の整理に関する規則	(市町村行政課) 2
○熊本県住民基本台帳法施行条例による本人確認情報の利用及び提供に係る事務等を定める規則の一部を改正する規則	( " ) 3
○熊本県立技術短期大専攻科規則の一部を改正する規則	(産業人材育成課) 3
○熊本県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則	( " ) 3
○熊本県漁業調整規則の一部を改正する規則	(水産振興課) 4
○熊本県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則	( " ) 4
○熊本県建設業法施行細則の一部を改正する規則	(監理課) 4
○熊本県都市公園規則の一部を改正する規則	(都市計画課) 5
○熊本県建築基準法施行細則の一部を改正する規則	(建築課) 6
○熊本県建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則	( " ) 6
○熊本県会計規則の一部を改正する規則	(会計課) 20
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則	(障がい者支援課) 24
<b>告 示</b>	
○特定非営利活動法人の事業報告書等、役員名簿等又は定款等の閲覧に関する要項の一部を改正する要項	(男女参画・協働推進課) 24
○地下水質保全目標の一部改正	(環境保全課) 25
○熊本県賞しゅつ金等審査委員会の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程	(人事課) 26
<b>公 告</b>	
○荒尾競馬組合の解散	(畜産課) 27
<b>訓 令</b>	
○熊本県職員住宅管理規程の一部を改正する訓令	(総務事務センター) 27
○熊本県職員単身寮管理規程を廃止する訓令	( " ) 29
○食品衛生監視員サービス規定を廃止する訓令	(健康危機管理課) 30
<b>登 載 依 頼</b>	
○熊本県病院局会計規程の一部を改正する規程	(人事課) 30

## 規 則

政治倫理の確立のための熊本県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 2 4 年 3 月 3 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

### 熊本県規則第 4 号

政治倫理の確立のための熊本県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

政治倫理の確立のための熊本県知事の資産等の公開に関する条例施行規則（平成 7 年熊本県規則第 5 0 号）の一部を次のように改正する。

別記第 3 号様式中「先物取引の事業・雑所得」を「先物取引の事業・譲渡・雑所得」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本県職員等退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 2 4 年 3 月 3 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県規則第5号**

熊本県職員等退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県職員等退職手当支給条例施行規則（平成9年熊本県規則第54号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第2号様式中「熊本県知事」を「(1)」に、「熊本県を」を「(2)を」に、「※」を「(3)」に、「※には処分の取消しの訴訟において被告を代表する者を」を「(1)には不服申立てをすべき行政庁を、(2)には取消しの訴えの被告とすべき者を、(3)には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ」に改める。

別記第3号様式から別記第5号様式までの規定中「熊本県知事」を「(1)」に、「(退職手当管理機関)に」を「(2)に」に、「熊本県を」を「(3)を」に、「※」を「(4)」に、「禁錮」を「禁錮」に、「※には処分の取消しの訴訟において被告を代表する者を」を「(1)には不服申立てをすべき行政庁を、(2)には取消しの申立てをすべき退職手当管理機関を、(3)には取消しの訴えの被告とすべき者を、(4)には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ」に改める。

別記第6号様式中「熊本県知事」を「(1)」に、「(退職手当管理機関)に」を「(2)に」に、「熊本県を」を「(3)を」に、「※」を「(4)」に、「※には処分の取消しの訴訟において被告を代表する者を」を「(1)には不服申立てをすべき行政庁を、(2)には取消しの申立てをすべき退職手当管理機関を、(3)には取消しの訴えの被告とすべき者を、(4)には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ」に改める。

別記第7号様式、別記第8号様式、別記第10号様式及び別記第11号様式中「熊本県知事」を「(1)」に、「熊本県を」を「(2)を」に、「※」を「(3)」に、「※には処分の取消しの訴訟において被告を代表する者を」を「(1)には不服申立てをすべき行政庁を、(2)には取消しの訴えの被告とすべき者を、(3)には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

熊本市が地方自治法第252条の19第1項の指定都市に指定されることに伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県規則第6号**

熊本市が地方自治法第252条の19第1項の指定都市に指定されることに伴う関係規則の整理に関する規則

(熊本県宿舍管理規則の一部改正)

第1条 熊本県宿舍管理規則（昭和44年熊本県規則第22号）の一部を次のように改正する。

別表備考2中「、熊本市水前寺二丁目」を「熊本市中央区水前寺二丁目の区域」に、「、B欄」を「基準額とし、同項基準額のB欄」に、「である」を「とする」に改める。

(熊本県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 熊本県生活環境の保全等に関する条例施行規則（昭和47年熊本県規則第60号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「改寄町、和泉町」を「西区河内町大多尾、河内町面木、河内町河内、河内町白浜、河内町岳、河内町東門寺、河内町野出及び河内町船津、南区会富町、今町、海路口町、内田町、奥古閑町、川口町、護藤町、城南町、白石町、白藤四丁目（平成13年2月25日における護藤町の区域に限る。）、砂原町、錢塘町、土河原町、富合町、中無田町、並建町、畠口町、八分字町、浜口町、孫代町、美登里町及び無田口町並びに北区改寄町、和泉町、植木町」に改め、「太郎迫町」の次に「鶴羽田町」を加え、「鶴羽田町、徳王一丁目」を「徳王町、徳王一丁目」に、「徳王町、西梶尾町」を「西梶尾町、飛田町」に、「飛田町、万楽寺町」を「万楽寺町」に、「立福寺町、会富町、今町、護藤町、白藤四丁目（平成13年2月25日における護藤町の区域に限る。）、白石町、砂原町、土河原町、並建町、畠口町、八分字町、浜口町、孫代町、無田口町、海路口町、内田町、奥古閑町、川口町、錢塘町、中無田町、美登里町、河内町、富合町、植木町及び城南町」を「及び立福寺町」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

熊本県住民基本台帳法施行条例による本人確認情報の利用及び提供に係る事務等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県規則第7号**

熊本県住民基本台帳法施行条例による本人確認情報の利用及び提供に係る事務等を定める規則の一部を改正する規則

熊本県住民基本台帳法施行条例による本人確認情報の利用及び提供に係る事務等を定める規則（平成21年熊本県規則第14号）の一部を次のように改正する。  
第3条第9項中「9の項」を「10の項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「8の項」を「9の項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「7の項」を「8の項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「6の項」を「7の項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「5の項」を「6の項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「4の項」を「5の項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

- 4 条例別表第1の4の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。
  - (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の2第1項に規定する登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
  - (2) 介護保険法第69条の4に規定する届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

熊本県立技術短期大学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県規則第8号**

熊本県立技術短期大学校規則の一部を改正する規則

熊本県立技術短期大学校規則（平成8年熊本県規則第48号）の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

学科	収容定員	入学定員
精密機械技術科	50人	25人
機械システム技術科	50人	25人
電子システム技術科	50人	25人
情報システム技術科	50人	25人

附 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 熊本県立技術短期大学校条例の一部を改正する条例（平成24年熊本県条例第22号）附則第2項の規定により存続するものとされたそれぞれの学科に係る当該存続する間の収容定員は、この規則による改正後の熊本県立技術短期大学校規則第2条の規定にかかわらず、平成25年3月31日に当該学科に在学する者の数とする。

熊本県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県規則第9号**

熊本県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則

熊本県立職業能力開発校規則（昭和44年熊本県規則第73号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条」を「第6条」に改める。

第7条ただし書及び第9条ただし書を削る。

別表中「熊本県立熊本高等技術訓練校」を「熊本県立高等技術専門校」に改める。

別記第1号様式中「3カ月」を「3月」に、「写した」を「撮影した」に、「はって」を「貼り付けて」に、「熊本県立熊本高等技術訓練校長」を「熊本県立高等技術専門校長」に改める。

別記第2号様式中「入学」を「入校」に、「熊本県立熊本高等技術訓練校在校中」を「熊本県立高等技術専門校在校中」に、「熊本県立熊本高等技術訓練校長」を「熊本県立高等技術専門校長」に改める。

別記第3号様式中「熊本県立熊本高等技術訓練校長」を「熊本県立高等技術専門校長」に改める。

別記第4号様式中「（第13条関係）」を「（第14条関係）」に、「熊本県立熊本高等技術訓練校」を「熊本県立高等技術専門校」に改める。

附 則

この規則中第1条の改正規定並びに第7条ただし書及び第9条ただし書を削る改正規定は公布の日から、別表及び別記様式の改正規定は平成25年4月1日から施行する。

熊本県漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成24年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県規則第10号**

熊本県漁業調整規則の一部を改正する規則  
熊本県漁業調整規則（昭和40年熊本県規則第18号の2）の一部を次のように改正する。  
第42条の表白川の項中「熊本市小島下町」を「熊本市西区小島下町」に、「同市沖新町」を「同市西区沖新町」に、同表坪井川の項中「熊本市松尾町」を「熊本市西区松尾町上松尾」に、「同市小島下町」を「同市西区小島下町」に、同表緑川の項中「熊本市海路口町字学料」を「熊本市南区海路口町字学料」に、「宇土市大字笠岩」を「宇土市住吉町」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第42条の表緑川の項中の改正規定（「宇土市大字笠岩」を「宇土市住吉町」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

熊本県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成24年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県規則第11号**

熊本県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則  
熊本県内水面漁業調整規則（平成7年熊本県規則第29号）の一部を次のように改正する。  
第32条中「熊本市出水町」を「熊本市中央区出水二丁目」に、「同市江津一丁目」を「同市東区江津一丁目」に改める。

第34条の表緑川の項中「熊本市天明町」を「熊本市南区川口町」に改める。

第35条第1項第2号中「上益城郡甲佐町」を「上益城郡甲佐町大字田口」に、「熊本市城南町」を「熊本市南区城南町丹生宮」に改める。

別表緑川の部中「上益城郡嘉島町、左岸熊本市城南町丹生宮ぜき」を「上益城郡嘉島町大字下仲間、左岸熊本市南区城南町丹生宮丹生宮ぜき」に、「上益城郡嘉島町、左岸熊本市城南町高田ぜき」を「上益城郡嘉島町大字上島、左岸熊本市南区城南町千町高田ぜき」に、「熊本市富合町上杉」を「熊本市南区富合町上杉」に改め、同表菊池川の部合志川の項中「熊本市植木町伊知坊」を「熊本市北区植木町伊知坊」に、「同市植木町伊知坊」を「同市北区植木町伊知坊」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第35条第1項第2号の改正規定（「上益城郡甲佐町」を「上益城郡甲佐町大字田口」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

熊本県建設業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成24年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県規則第12号**

熊本県建設業法施行細則の一部を改正する規則  
熊本県建設業法施行細則（昭和47年熊本県規則第38号）の一部を次のように改正する。  
第2条中第2号を削り、第3号を第2号とする。  
第3条中「別記第3号様式」を「別記第2号様式」に改める。  
第5条中「前3条まで」を「前3条」に改める。  
別記第2号様式を次のように改める。

別記第 2 号様式 (第 3 条関係)

変更届出書 (事業年度終了)

年 月 日

許可番号 熊本県知事許可 ( 一 ) 第 号

住 所

建設業者 商号又は名称

氏 名

印

熊本県知事 様

事業年度(第 期 年 月 日から 年 月 日まで)が終了したので、  
下記の書類を別添のとおり提出します。

記

- (1) 工事経歴書 (2) 直前 3 年の各事業年度における工事施工金額 (3) 貸借対照表及び損益計算書 (4) 株主資本等変動計算書及び注記表 (法人のみ) (5) 事業報告書 (株式会社のみ) (6) 附属明細表 (株式会社 (資本金の額が 1 億円以下であり、かつ、最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が 200 億円以上でないものを除く。))のみ (7) 事業税の納付すべき額及び納付税額を証する書面 (8) 使用人数 (9) 令第 3 条に規定する使用人の一覧表 (10) 国家資格者等・監理技術者一覧表 (11) 定款 (法人のみ)

記載要領

(1) から (11) までの事項については、該当するものの番号を○で囲むこと。

別記第 3 号様式を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の熊本県建設業法施行細則の規定に基づいて提出されている届出書は、改正後の熊本県建設業法施行細則の相当規定に基づいて提出された届出書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に存する改正前の熊本県建設業法施行細則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

熊本県都市公園規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 24 年 3 月 30 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 13 号

熊本県都市公園規則の一部を改正する規則

熊本県都市公園規則 (平成 4 年熊本県規則第 36 号) の一部を次のように改正する。  
第 11 条中「掲げるとおり」を「定めるとおり」に改め、同条の表熊本県民総合運動公園の項中「教育庁体育保健課」を「教育庁教育指導局体育保健課」に改め、同表水前寺江津湖公園の項を削り、同表本妙寺山緑地公園の項中「熊本土木事務所管理課」を「熊本土木事務所工務管理課」に改め、同表熊本県営八代運動公園の項中「教育庁体育保健課」を「教育庁教育指導局体育保健課」に改める。

附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 24 年 3 月 30 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第14号

熊本県建築基準法施行細則の一部を改正する規則  
熊本県建築基準法施行細則（昭和54年熊本県規則第37号）の一部を次のように改正する。

第1条の2中「掲げる条例」を「定める条例」に改め、同条の表区域の欄中「全域」を「区域」に改め、同表に次のように加える。

天草市の区域	全部
--------	----

第18条の3中「規定により」を「特定行政庁が」に、「掲げる数値」を「定める数値」に改め、同条の表区域の欄中「天草市（牛深町、深海町、二浦町亀浦、二浦町早浦、魚貫町、久玉町の区域に限る。）及び」及び「、天草市（牛深町、深海町、二浦町亀浦、二浦町早浦、魚貫町、久玉町の区域を除く。）」を削る。

第18条の4の見出し中「知事」を「特定行政庁」に改め、同条中「知事」を「特定行政庁」に、「及び八代市」を「、八代市及び天草市」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

熊本県建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則をここに公布する。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第15号

熊本県建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則

（趣旨）

第1条 この規則は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「法」という。）の施行に関し、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令（昭和45年政令第304号。以下「政令」という。）及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則で使用する用語は、法、政令及び省令で使用する用語の例による。

（書類の提出）

第3条 法第5条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）及び第3項の規定による届出の書類は特定建築物の所在場所を管轄する熊本県保健所長に、法第12条の2第1項の登録の申請の書類及び省令第33条第1項の規定による届出の書類は法第12条の2第1項各号に掲げる事業を営んでいる営業所の所在地を管轄する熊本県保健所長に提出するものとする。

（特定建築物についての届出）

第4条 法第5条第1項の規定による届出は、特定建築物届書（別記第1号様式）により行うものとする。

2 前項の特定建築物届書には、省令第1条第3項各号に定める書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 当該特定建築物の付近見取図
- (2) 当該特定建築物の各階平面図及び断面図
- (3) 当該特定建築物に空気調和設備、機械換気設備又は給排水設備が設けられている場合は、これらの設備の配置及び系統を明らかにした図面
- (4) 当該特定建築物の建築物環境衛生管理技術者に係る建築物環境衛生管理技術者免状（以下「免状」という。）の写し

第5条 法第5条第3項の規定による届出は、同条第1項又は第2項の規定による届出事項に変更があったときは特定建築物届出事項変更届書（別記第2号様式）により、当該特定建築物が用途の変更等により特定建築物に該当しないこととなったときは特定建築物非該当届書（別記第3号様式）により行うものとする。

2 前項の特定建築物届出事項変更届書には、省令第1条第4項に定める書類のほか、当該特定建築物の用途に供される部分の延べ面積又は構造設備に変更があったときは当該変更部分を明らかにした図面を、建築物環境衛生管理技術者に変更があったときは新たに選任された建築物環境衛生管理技術者の免状の写しを添付しなければならない。

（登録の申請）

第6条 法第12条の2第1項の登録の申請は、登録申請書（別記第4号様式）により行うものとする。

2 省令第31条第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号及び第9項第1号に規定する書面は、設備・機器名簿（別記第5号様式）によるものとする。

3 省令第31条第2項第2号、第3項第2号、第4項第2号、第5項第3号、第6項第3号、第7項第3号、第8項第3号並びに第9項第2号、第3号及び第6号に規定する書面は、監督者等名簿（別記第6号様式）によるものとする。

4 省令第31条第2項第3号、第4項第3号、第6項第4号、第7項第4号、第8項第4号並びに第9項第4号及び第7号に規定する書面は、研修実施状況（計画）報告書（

別記第7号様式)によるものとする。

5 省令第31条第2項第4号、第3項第3号、第4項第4号、第5項第4号、第6項第5号、第7項第5号、第8項第5号及び第9項第8号に規定する書面は、作業実施方法等報告書(別記第8号様式)によるものとする。

(登録事項の変更届出及び事業廃止の届出)

第7条 省令第33条第1項の規定による届出は、同項各号に掲げる事項に変更があったときは登録事項変更届書(別記第9号様式)により、法第12条の2第1項の登録に係る事業を廃止したときは事業廃止届書(別記第10号様式)により行うものとする。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

別記第 1 号様式（第 4 条関係）

（第 1 面）  
特定建築物届書

年 月 日

熊本県 保健所長 様

住所〔 法人にあつては、その  
主たる事務所の所在地 〕  
氏名〔 法人にあつては、その  
名称及び代表者の氏名 〕  
電話番号

印

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 5 条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり届け出ます。

特定建築物の名称					
特定建築物の所在場所					
特定建築物の用途					
特定建築物の用途に供される部分の延べ面積		m <sup>2</sup> （建築物全体の延べ面積 m <sup>2</sup> ）			
特定建築物維持管理権原者	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）				
	氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）				
特定建築物所有者等	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）				
	氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）				
	区分	所有者	所有者以外		
建築物環境衛生管理技術者（他の特定建築物の建築物環境衛生管理技術者である場合にあつては、「他の特定建築物」欄も記載すること。）	住所				
	氏名		免状番号	第 号	
	他の特定建築物	特定建築物の名称			
特定建築物の所在場所					
使用される（該当する）に至った年月日		年 月 日			

備考

- 1 氏名を自署する場合は、押印は不要です。
- 2 この様式中不要の文字は、使途に従い抹消してください。
- 3 特定建築物が共有又は区分所有である場合は、届出者の住所及び氏名は、その全員の住所及び氏名を連記してください。

(第 2 面)  
構造設備の概要

構 造	敷地面積		建築面積		建築物の構造			
	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		S 造 ・ RC 造 ・ SRC 造		地上	階建て
					その他 ( ) 造		地下	階建て
	特 定 用 途				特 定 用 途			
	階	延べ面積	室数	用途	階	延べ面積	室数	用途
		m <sup>2</sup>				m <sup>2</sup>		
特定建築物の用途に供される部分の延べ面積の合計						m <sup>2</sup>		
設 備	空 気 調 和 ( 機 械 換 気 ) 設 備	系統	設置場所	機械名 (型式)	台数	性能 (風量等)	給排気方式	
						m <sup>3</sup> /min		
備	附 属 設 備	機器名		種別 (方式)	能力・台数等			
		ボイラー			伝熱面積	m <sup>2</sup>	台	
		冷凍機						
		エアークリナー (電気集じん機)						
		加湿装置						

(第 3 面)

設	給水設備	水源の種別	県水道 ・ 市町村水道 ・ 井戸 ・ その他			
			容量 ・ 能力	構造 ・ 内装等	設置場所	滅菌器
		受水槽				有 ・ 無
		高架水槽				有 ・ 無
		ポンプ				有 ・ 無
		管の材質				
備	排水設備	処理方法	し尿			
			雑排水			
	浄化槽	計画人数	人	処理量	m <sup>3</sup> /日	設置場所
	雑排水槽	容量	m <sup>3</sup>	構造		設置場所
	汚水槽	容量	m <sup>3</sup>	構造		設置場所
	廃棄物処理設備	ダストシュート	有 ・ 無			設置場所
		集積所			m <sup>2</sup>	設置場所
焼却炉			型	kg/日	設置場所	
備考欄						

別記第 2 号様式（第 5 条関係）

特定建築物届出事項変更届書

年 月 日

熊本県 保健所長 様

住所〔 法人にあつては、その  
主たる事務所の所在地 〕

氏名〔 法人にあつては、その  
名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

印

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり届け出ます。

特定建築物の名称		
特定建築物の所在場所		
変更年月日		年 月 日
変更内容	変更事項	
	変更前	
	変更後	

備考

- 1 氏名を自署する場合は、押印は不要です。
- 2 「特定建築物の名称」欄及び「特定建築物の所在場所」欄には、変更前のものを記載してください。
- 3 建築物環境衛生管理技術者に変更があったときは、「変更前」欄には前任者の解任年月日及びその免状番号を、「変更後」欄には新任者の選任年月日、住所、氏名及びその免状番号を記載してください。なお、新任者が他の特定建築物の建築物環境衛生管理技術者である場合にあつては、当該特定建築物の名称及び所在場所を「変更後」欄に併せて記載してください。

別記第 3 号様式（第 5 条関係）

特定建築物非該当届書

年 月 日

熊本県 保健所長 様

住所	{ 法人にあっては、その 主たる事務所の所在地 }	印
氏名		
電話番号		

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり届け出ます。

特定建築物の名称	
特定建築物の所在場所	
特定建築物に該当しない こととなった年月日	年 月 日
特定建築物に該当しない こととなった理由	

備考 氏名を自署する場合は、押印は不要です。

別記第 4 号様式 (第 6 条関係)

登録申請書

年 月 日

熊本県 保健所長 様

住所 (法人にあつては、その  
主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、その  
名称並びに代表者の住  
所及び氏名)

印

電話番号

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 1 2 条の 2 第 1 項の登録を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

登録を受けようとする 事業の区分	
営業所の名称	
営業所の所在地	
営業所の電話番号	
営業所の責任者の氏名	

備考 氏名を自署する場合は、押印は不要です。

別記第 5 号様式 (第 6 条関係)

設備・機器名簿

名 称	型 式	数 量	購 入 年 月 日

別記第 6 号様式 (第 6 条関係)

監督者等名簿

監督者等の区分	氏 名	業 務 範 囲	経 験 年 数	資 格 の 種 別	資 格 取 得 年 月 日

備考

- 1 「監督者等の区分」欄には、清掃業の場合には、「清掃作業監督者」と、空気環境測定業の場合には、「空気環境測定実施者」と、空気調和用ダクト清掃業の場合には、「ダクト清掃作業監督者」と、飲料水貯水槽清掃業の場合には、「排水管清掃作業監督者」と、排水管清掃業の場合には、「排水管清掃作業監督者」と、建築物環境衛生総合管理業の場合には、「統括管理者」、「清掃作業監督者」及び「空気環境測定実施者」と記載してください。
- 2 監督者等が複数いる場合は、「業務範囲」欄には、監督者等ごとの業務の内容を記載してください。
- 3 「資格の種類」欄には、修了した講習会等の名称又は所有する建築物環境衛生管理技術者免状の番号を記載してください。

別記第 7 号様式 (第 6 条関係)  
 研修実施状況 (計画) 報告書 ( 年 月 日～ 年 月 日 )

研修の実施 (予定) 日	研 修 の 内 容	指導員の氏名及び資格	対象従事者数	参加従事者数
厚生労働大臣の登録を受けた者の証明	上記の研修は、本団体により実施されたものである。			
	年 月 日	(登録団体名)	(代表者名)	印

備考

- 1 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 1 2 条の 2 第 1 項各号に掲げる事業の登録を初めて受ける場合にあっては過去 1 年間の研修の実績及び今後 1 年間の研修の計画について、既に登録を受けている者が登録の有効期間の満了に伴い再度登録を受ける場合にあっては過去 6 年間の研修の実績及び今後 1 年間の研修の計画について記載してください。
- 2 この様式中不要の文字は、使途に従い抹消してください。
- 3 記載された研修の実施主体が登録を受けようとする者である場合は、「厚生労働大臣の登録を受けた者の証明」欄の記載は不要です。

別記第 8 号様式 (第 6 条関係)

(第 1 面)

作業実施方法等報告書

作業班編成	作業班	監督者等	使用する機械器具
作業の方法及び当該作業に用いる機械器具 その他の設備の維持管理の方法			

備考 「監督者等」欄には、作業班ごととの監督者等の氏名を記載してください。

(第2面)

業務を委託する際の手順及び委託した業務の実施状況の把握方法

苦情及び緊急の連絡に対する体制

別記第 9 号様式（第 7 条関係）

登録事項変更届書

年 月 日

熊本県 保健所長 様

住所（法人にあつては、その  
主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、その  
名称並びに代表者の住  
所及び氏名）

印

電話番号

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第 33 条第 1 項各号に掲げる事項に変更があつたので、同項の規定により届け出ます。

登録を受けている 事業の区分		
登録番号		
営業所の名称		
営業所の所在地		
変更年月日	年 月 日	
変更事項	変更前	変更後

備考 氏名を自署する場合は、押印は不要です。

別記第 1 0 号様式 (第 7 条関係)

事業廃止届書

年 月 日

熊本県 保健所長 様

住所 { 法人にあつては、その  
主たる事務所の所在地 }

氏名 { 法人にあつては、その  
名称並びに代表者の住  
所及び氏名 }

印

電話番号

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 1 2 条の 2 第 1 項の登録に係る事業を廃止しましたので、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第 3 3 条第 1 項の規定により届け出ます。

登録を受けている 事業の区分	
登録番号	
営業所の名称	
営業所の所在地	
事業廃止年月日	

備考 氏名を自署する場合は、押印は不要です。

熊本県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成 2 4 年 3 月 3 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 1 6 号

熊本県会計規則の一部を改正する規則  
 熊本県会計規則 (昭和 6 0 年熊本県規則第 1 1 号) の一部を次のように改正する。  
 目次中「会計検査」を「会計事務についての検査」に改める。  
 「第 1 0 章 会計検査」を「第 1 0 章 会計事務についての検査」に改める。  
 第 1 1 2 条第 1 項中「知事は」の次に「、課局の長」を加え、「会計検査 (以下この章において「検査」という。)」を「検査」に改める。  
 第 1 1 3 条第 1 項中「検査は」を「前条の検査は」に改め、同条第 2 項中「検査は」を「前条の検査は」に、「会計検査員」を「検査員」に改める。  
 第 1 1 5 条の見出し中「検査」を「実地検査」に改め、同条中「検査を受ける者」を「当該実地検査を受ける者」に、「会計検査員」を「検査員」に改める。  
 第 1 1 6 条の見出し中「検査」を「実地検査」に改め、同条中「検査の際会計検査員」を「当該実地検査の際検査員」に改める。

第 1 1 7 条中「会計検査員」を「検査員」に、「検査を受ける者」を「第 1 1 2 条に規定する検査を受ける者」に改める。

第 1 1 8 条の見出し中「検査」を「実地検査」に改め、同条中「自ら検査に」を「当該実地検査に」に改める。

第 1 1 9 条中「会計検査員は、検査」を「検査員は、第 1 1 2 条の検査」に改める。

第 1 2 0 条第 1 項中「検査を受けた者」を「当該検査を受けた者」に改める。

別表第 1 中

「

1	熊本県税事務所（菊池総務課、菊池税務課、八代総務課、八代税務課、天草総務課及び天草税務課を除く。） くまもと県民交流館 清水が丘学園 熊本高等技術訓練校 熊本農政事務所 林業研究指導所 熊本港管理事務所 熊本駅周辺整備事務所 図書館 美術館 済々黷高等学校 熊本高等学校 第一高等学校 熊本西高等学校 熊本北高等学校 熊本農業高等学校 熊本北警察署 熊本南警察署
---	--

を

「

1	自動車税事務所 消防学校 福祉総合相談所 清水が丘学園 精神保健福祉センター くまもと県民交流館 熊本高等技術訓練校 産業技術センター 熊本農政事務所 林業研究指導所 熊本土木事務所 熊本駅周辺整備事務所 熊本港管理事務所 図書館 美術館 済々黷高等学校 熊本高等学校 第一高等学校 第二高等学校 熊本西高等学校 熊本北高等学校 東稜高等学校 湧心館高等学校 熊本商業高等学校 熊本工業高等学校 熊本農業高等学校 盲学校 熊本聾学校 熊本支援学校 熊本北警察署 熊本南警察署 熊本東警察署
1 の 2	熊本県税事務所（菊池総務課、菊池税務課、八代総務課、八代税務課、天草総務課及び天草税務課を除く。）

に改め、

同表の 2 の項中「松橋養護学校」「松橋東養護学校」「松橋西養護学校」を「松橋支援学校」「松橋東支援学校」「松橋西支援学校」に改め、同表の 3 の項中「荒尾養護学校」を「荒尾支援学校」に改め、同表の 5 の項中

「菊池養護学校」「黒石原養護学校」「大津養護学校」を「黒ひのくに高等養護学校」に改め、同表の 6 の項中「小国養護学校」を「小国支援学校」に改

池支援学校  
石原支援学校  
津支援学校  
のくに高等支援学校」

め、同表の10の項中「芦北養護学校」を「芦北支援学校」に改め、同表の11の項中「球磨養護学校」を「球磨支援学校」に改め、同表の12の項中「天草養護学校」「天草支援学校」「天草北支援学校」に改め、同表の13の項を削り、同表の14の項を同表の13の項とし、同表の15の項を同表の14の項とする。  
別表第3を次のように改める。

地方支出機関	出納員に充てる職	所管する地方支出機関	委任する事務
熊本県税事務所	総務課長	別表第1第1号の2に掲げる地方支出機関	1 小切手（公売保証金、徴収受託金、差押金、差押物件公売代金、債権差押取立金及び交付要求等配当金（以下この表において「歳入歳出外現金」という。）に係るものに限る。）の振出しに関する事務 2 支出負担行為（歳入歳出外現金に係るものに限る。）に関する確認を行う事務
宇城地域振興局	総務振興課において経理及び出納に関する事務を担当する課長補佐（課長補佐を置かない場合にあつては主幹）（以下「経理出納担当課長補佐等」という。）	別表第1第2号に掲げる地方支出機関	1 小切手の振出しに関する事務 2 支出負担行為に関する確認を行う事務
玉名地域振興局	経理出納担当課長補佐等	別表第1第3号に掲げる地方支出機関	
鹿本地区振興局	経理出納担当課長補佐等	別表第1第4号に掲げる地方支出機関	
菊池地域振興局	経理出納担当課長補佐等	別表第1第5号に掲げる地方支出機関	
阿蘇地域振興局	経理出納担当課長補佐等	別表第1第6号に掲げる地方支出機関	
上益城地域振興局	経理出納担当課長補佐等	別表第1第7号に掲げる地方支出機関	
	総務出納課長	別表第1第8号に掲げる地方支出機関	
八代地域振興局	経理出納担当課長補佐等	別表第1第9号に掲げる地方支出機関	
芦北地域振興局	経理出納担当課長補佐等	別表第1第10号に掲げる地方支出機関	
球磨地域振興局	経理出納担当課長補佐等	別表第1第11号に掲げる地方支出機関	
天草地域振興局	経理出納担当課長補佐等	別表第1第12号に掲げる地方支出機関	
東京事務所	総務課長	別表第1第13号に掲げる地方支出機関	1 歳入に係る現金の出納及び保管に関する事務 2 小切手の振出しに関する事務
大阪事務所	次長（次長を置かない場合にあつては主幹、	別表第1第14号に掲げる地方支出機関	3 物品の出納及び保管（使用中の物品に係る保管を除く。）に関する事務 4 歳入歳出外現金及び保管有価証券の出納及び

主幹を置かない場合にあっては参事)	保管に関する事務 5 支出負担行為に関する確認を行う事務
-------------------	---------------------------------

別表第 4 知事部局の項課の欄中「及び市町村財政課」を「、市町村財政課及び消防保安課」に改め、「、ねんりんピック推進課」を削り、「新エネルギー産業振興課」を「エネルギー政策課」に改め、同表中

教育委員会 事務局	教育政策課、高校教育課、学校人事課及び体育保健課	会計担当課長 補佐等	1 歳入に係る現金の出納及び保管に関する事務 2 歳入歳出外現金及び保管有価証券の出納及び保管に関する事務 3 物品の出納及び保管（使用中の物品に係る保管を除く。）に関する事務
警察本部	会計課	次席	

を

教育委員会 事務局	教育政策課、学校人事課、施設課、高校教育課及び体育保健課	会計担当課長 補佐等	1 歳入に係る現金の出納及び保管に関する事務 2 歳入歳出外現金及び保管有価証券の出納及び保管に関する事務 3 物品の出納及び保管（使用中の物品に係る保管を除く。）に関する事務
	高校教育課	熊本県育英資金の返還事務を担当する課長補佐（課長補佐を置かない場合にあっては主幹）	熊本県育英資金の返還に係る現金の出納及び保管に関する事務
警察本部	会計課	次席	1 歳入に係る現金の出納及び保管に関する事務 2 歳入歳出外現金及び保管有価証券の出納及び保管に関する事務 3 物品の出納及び保管（使用中の物品に係る保管を除く。）に関する事務

に

改める。

別表第 5 中

漁業取締事務所	副所長
熊本土木事務所	総務出納課長

を

漁業取締事務所	副所長
---------	-----

に改める。

別表第 6 住宅課の県営住宅の管理に関する事務を担当する課長補佐（課長補佐を置かない場合にあっては主幹）の職にある出納員の項の次に次のように加える。

高校教育課の熊本県育英資金の返還事務を担当する課長補佐（課長補佐を置かない場合にあっては主幹）の職にある出納員	当該課の会計職員	熊本県育英資金の返還に係る現金の出納及び保管に関する事務
---	----------	------------------------------

別表第 7 の 1 1 の項中「（1 部又は 1 冊当たりの価格が通常一定しているものを除く。）」を削る。

附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成24年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県規則第17号**

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則（平成18年熊本県規則第65号）の一部を次のように改正する。

第1条中「指定相談支援事業者」を「指定一般相談支援事業者」に、「第32条第1項」を「第51条の14第1項」に、「第40条」を「第51条の19第1項」に、「第1項若しくは第2項」を「若しくは第51条の25第1項若しくは第2項」に改め、「第50条第1項」の次に「（同条第3項の規定により準用する場合を含む。）若しくは第51条の29第1項」を加え、「（同条第3項又は第4項の規定により準用する場合を含む。）」を削る。

第2条中「第40条」を「第51条の19第1項」に、「指定障害福祉サービス事業者・指定障害者支援施設・指定相談支援事業者指定申請書」を「指定障害福祉サービス事業者・指定障害者支援施設・指定一般相談支援事業者指定申請書」に改める。

第4条第1項中「又は第2項」を「若しくは第3項又は第51条の25第1項」に改め、同条第2項中「第46条第1項」の次に「若しくは第2項又は第51条の25第1項若しくは第2項」を加える。

第6条中「第51条」の次に「又は第51条の30第1項」を加え、「指定相談支援事業者」を「指定一般相談支援事業者」に改める。

別記第1号様式中「指定相談支援事業者」を「指定一般相談支援事業者」に、

「

事談指 業支定 所援相
-------------------

」を「

事相指 業談定 所支一 援般
-------------------------

」に、「すべて」を「全て」に改める。

**附 則**

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の規定により提出されている申請書その他の書類は、改正後の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。

**告 示**

**熊本県告示第516号の2**

特定非営利活動法人の事業報告書等、役員名簿等又は定款等の閲覧に関する要項の一部を改正する要項を次のように定める。  
平成24年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

特定非営利活動法人の事業報告書等、役員名簿等又は定款等の閲覧に関する要項の一部を改正する要項

特定非営利活動法人の事業報告書等、役員名簿等又は定款等の閲覧に関する要項（平成10年熊本県告示第756号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。  
特定非営利活動法人の事業報告書等、役員名簿若しくは定款等又は認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等の閲覧又は謄写に関する要項

第1条中「第7条」を「第7条の7」に、「役員名簿等又は定款等」を「役員名簿、定款等又は役員報酬規程等」に改め、「の閲覧」の次に「又は謄写の」を、「その他閲覧」の次に「又は謄写」を加える。

第2条の見出しを「（閲覧又は謄写場所）」に改め、同条中「第7条」を「第7条の7」に改める。

第3条の見出しを「（閲覧又は謄写時間）」に改め、同条中「閲覧」の次に「又は謄写」を加える。

第4条の見出しを「（閲覧又は謄写日）」に改め、同条中「閲覧」の次に「又は謄写」を加える。

第5条の見出しを「（閲覧又は謄写手続）」に改め、同条中「を閲覧」の次に「又は謄写」を加え、「閲覧請求書」を「閲覧又は謄写請求書」に改める。

第6条第3項中「閲覧」の次に「又は謄写」を加える。

別記様式を次のように改める。

別記様式(第5条関係)

年 月 日

熊本県知事 様

住 所  
氏 名

閱 覧 又 は 謄 写 請 求 書

特定非営利活動促進法第30条及び第56条の規定により、閲覧又は謄写を請求します。

法人名	閲覧又は謄写する書類名 (対象年又は対象事業年度)	閲覧年月日	謄写年月日

担当者	
確認印	

附 則  
この要項は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県告示第 5 1 6 号の 3

平成 3 年 1 月 7 日熊本県告示第 6 号（地下水質保全目標）の一部を次のように改正し、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

平成 2 4 年 3 月 3 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

別表を次のように改める。

別表 地下水質保全目標

項 目	地下水質保全目標値
カドミウム及びその化合物	検出されないこと。
シアン化合物	検出されないこと。
有機 <sup>りん</sup> 化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	検出されないこと。
鉛及びその化合物	検出されないこと。
六価クロム化合物	検出されないこと。
砒 <sup>ひ</sup> 素及びその化合物	検出されないこと。
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	検出されないこと。
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
トリクロロエチレン	検出されないこと。
テトラクロロエチレン	検出されないこと。
1,1,1-トリクロロエタン	検出されないこと。
四塩化炭素	検出されないこと。
ジクロロメタン	検出されないこと。
1,2-ジクロロエタン	検出されないこと。
1,1-ジクロロエチレン	検出されないこと。
1,1,2-トリクロロエタン	検出されないこと。
1,3-ジクロロプロペン	検出されないこと。
チラウム	検出されないこと。
シマジン	検出されないこと。
チオベンカルブ	検出されないこと。
ベンゼン	検出されないこと。
セレン及びその化合物	検出されないこと。
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ほう素	1mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
1,4-ジオキサン	検出されないこと。
塩化ビニルモノマー	検出されないこと。
1,2-ジクロロエチレン	検出されないこと。
備考	
1	「検出されないこと。」とは、熊本県地下水保全条例施行規則別表第2の右欄に掲げる値（判定基準値）を下回ることをいう。
2	地下水質保全目標は、自然的要因によって検出された場合に限っては、適用しない。

熊本県告示第516号の3の2

熊本県賞じゅつ金等審査委員会の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県賞じゅつ金等審査委員会の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程（昭和42年熊本県告示第1007号の2）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「教育次長」を「教育庁教育総務局長」に改める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

公 告

熊本県公告第 185 号の 2

荒尾競馬組合について、熊本県及び荒尾市の協議により、平成 24 年 3 月 31 日限りで解散する。

平成 24 年 3 月 30 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

訓 令

熊本県訓令第 1 号

本庁各部（公室・局）課（センター）  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県職員住宅管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 24 年 3 月 30 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県職員住宅管理規程の一部を改正する訓令  
熊本県職員住宅管理規程（昭和 41 年熊本県訓令甲第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条（見出しを含む。）中「職員住宅の」の次に「種類、」を加える。

第 4 条中「当該住宅」を「当該職員住宅」に改める。

第 5 条第 1 項を次のように改める。

単身者用の職員住宅の入居者は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 常時勤務に服することを要する職員である者
- (2) 熊本県職員の管理職手当に関する規則（昭和 32 年熊本県人事委員会規則第 11 号）第 2 条第 2 項に規定する管理職手当の区分が 1 種、2 種、3 種、4 種、5 種又は 6 種と定められている職にある職員以外の者
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかなる者
- (4) 現に単身で生活し、又は生活しようとする者

第 5 条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 その他の職員住宅の入居者は、前項第 1 号から第 3 号までのいずれにも該当する者で、現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があるものでなければならない。

第 7 条第 2 項中「こえる」を「超える」に、「抽せん」を「抽選」に改め、同項ただし書を削る。

第 8 条中「補欠入居者」の次に「及び補欠入居の順位」を加える。

第 9 条第 2 項中「第 7 条」を「第 7 条第 1 項又は次条」に改める。

第 10 条中「第 7 条」を「第 7 条第 2 項」に改める。

第 13 条中「末日までに」の次に「口座振替の方法により」を加え、同条ただし書中「ただし、」の次に「口座振替の方法により納入することができないと知事が認める場合は」を、「期日までに」の次に「その発行する納入通知書により」を加える。

第 22 条第 2 項中「入居申込書を提出した職員であって第 5 条に該当するもの」を「入居者」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第 3 条、第 12 条関係）

種類	名称	位置	賃借料（月額）
単身者用の職員住宅	熊本県職員芦北佐敷住宅	葦北郡芦北町大字佐敷 478 番地 2	15,700 円
	熊本県職員人吉東間住宅	人吉市東間上町 3606 番地 9	15,700 円
	熊本県職員本渡港町住宅	天草市港町 19 番 1 号	14,000 円
その他の職員住宅	熊本県職員南熊本住宅	熊本市中央区琴平二丁目 3 番 6 5 号	11,400 円
	熊本県職員南熊本第二住宅	熊本市中央区琴平二丁目 3 番 6 4 号	36,200 円
	熊本県職員帯山住宅	熊本市中央区帯山二丁目 10 番	38,000 円
	熊本県職員東町住宅	熊本市東区東町三丁目 12 番	38,000 円

熊本県職員健軍住宅	熊本市東区尾ノ上四丁目 1 8 番 1 2 8 号	3 8, 0 0 0 円
熊本県職員一の宮住宅	阿蘇市一の宮町宮地 2 1 4 6 番地 3	2 8, 6 0 0 円
熊本県職員水俣住宅	水俣市陣内一丁目 1 1 番 4 号	1 3, 1 0 0 円
熊本県職員水俣第二住宅	水俣市陣内一丁目 1 1 番 3 号	2 0, 4 0 0 円
熊本県職員芦北第三住宅	葦北郡芦北町大字道川内 6 番地 2 2	1 3, 1 0 0 円
熊本県職員人吉中村前住宅	人吉市西間上町 2 4 8 6 番地 1	7, 9 0 0 円
熊本県職員人吉今宮住宅	人吉市西間上町 2 5 6 5 番地 1	3 5, 0 0 0 円 (住居専用面積が 7 2. 2 0 平方メートルの職員住宅にあつては、3 3, 4 0 0 円)
熊本県職員本渡広瀬住宅	天草市本渡町広瀬 3 6 0 番地 1	6, 4 0 0 円
熊本県職員本渡広瀬第二住宅	天草市本渡町広瀬 3 7 1 番地	6, 4 0 0 円
熊本県職員本渡広瀬第三住宅	天草市本渡町広瀬 3 6 0 番地 1	7, 2 0 0 円
熊本県職員本渡広瀬第四住宅	天草市本渡町広瀬 3 7 1 番地	7, 2 0 0 円
熊本県職員本渡広瀬第五住宅	天草市本渡町広瀬 1 7 7 番地	7, 9 0 0 円
熊本県職員本渡住宅	天草市本渡町広瀬 1 7 7 番地	3 5, 0 0 0 円

別記第 1 号様式を次のように改める。

別記第 1 号様式 (第 6 条関係)

職員住宅入居申込書

				受付番号	抽選番号	審査結果	決定			
所属名	職名			氏名						
職 員 番 号	現住所			(電話 )						
申込者給与月額	級	号						円		
入居しようとする者の状況	氏	名	続柄	年齢	備考					
			本人							
現在居住中の住宅の状況 〔該当欄に○又は数字を記入〕	自宅	借家	間借	アパート	下宿	寮	その他	室数	畳数	家賃又は部屋代
								室	枚	円
現在住宅に困窮している理由	(具体的に記入すること。)									
<p>上記のとおり、職員住宅の入居を申し込みます。</p> <p>なお、入居に際しては、熊本県職員住宅管理規程を遵守することを誓約します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申込者 氏名 印</p> <p>管理者職名 様</p>										
<p>上記の記載は、事実と相違ないことを証明します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">所属長職 氏名 印</p>										

附 則

1 この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

2 この訓令の施行の際現に改正前の第 22 条第 2 項の規定により管理人に委嘱されている者は、この訓令の施行の日に改正後の第 22 条第 2 項の規定により管理人に委嘱された者とみなす。

熊本県訓令第 2 号

本庁各部 (公室・局) 課 (センター)  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県職員単身寮管理規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県職員単身寮管理規程を廃止する訓令  
熊本県職員単身寮管理規程（昭和46年熊本県訓令第55号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成24年3月30日から施行する。

### 熊本県訓令第3号

本庁各部（公室・局）課（センター）

各 地 方 出 先 機 関

食品衛生監視員服務規定を廃止する訓令を次のように定める。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

食品衛生監視員服務規定を廃止する訓令  
食品衛生監視員服務規定（昭和23年熊本県訓令第3号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

### 登載依頼

### 熊本県病院局管理規程第2号

熊本県病院局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年3月30日

熊本県病院事業管理者 横 田 堅

熊本県病院局会計規程の一部を改正する規程  
熊本県病院局会計規程（平成20年熊本県病院局管理規程第7号）の一部を次のように  
改正する。

別記第20号様式中「熊本市」の次に「南区」を加える。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。